

平成29年度

蓄電システム導入補助金

～補助制度のご案内～



募 集 期 間

平成29年7月7日(金) から 平成29年12月28日(木) まで

一般財団法人
淡路島くにもみ協会



平成29年度 蓄電システム導入補助制度のご案内

一般財団法人淡路島くにうみ協会では、あわじ環境未来島構想の目標の一つである「エネルギー自給率 100%(2050 年)」を達成するため、現在、国が普及促進を図っているネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(以下、ZEH)の導入支援に伴い、蓄電システムを導入する方に対して、費用の一部を支援することにより、島民の意識向上を図ります。

1. 補助対象者

次の①から③に該当すること

- ① 国補助金の交付決定を受けていること(平成 29 年 7 月 7 日以降)
※「国補助金」とは経済産業省が実施する「平成 29 年度ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業費補助金」をいう。
- ② 淡路島内において、申請者が常時居住し、2に掲げる蓄電システムを導入する個人のみとする。
- ③ (対象設備に係る)兵庫県の他の補助金交付を受けようとする場合は、この補助申請を行うことができない。

2. 補助対象蓄電システム

次の①から③に該当すること

- ① 国補助金において製品登録された蓄電システムであること。
- ② 導入する設備は、国補助金における蓄電システムとして申請しているものとする。
- ③ 補助対象設備は、未使用品に限るものとする。

3. 補助金額

蓄電容量 1kwh あたり 2 万円 (上限 20 万円)

※参考 国補助・・・蓄電容量 1kwh あたり 4 万円 (上限 40 万円)

4. 補助の申込み

(1) 申請期間

協会の受付期間は平成 29 年 7 月 7 日～平成 29 年 12 月 28 日とする。

(受付期間中であっても予算の上限に達し次第、受付を終了します。)

(2) 申請方法

補助金を申請される事業者は、必要書類にご記入の上、下記書類の提出先までご持参ください。

※ 持参による受付のみとなります。郵送、ファックス、E-mail 等では受付できないのでご了承ください。

(3) 申請様式

様式等は、兵庫県淡路県民局のホームページ及びあわじ環境未来島ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

5. 財産処分の制限期間について

財産処分の制限期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定めるとおり、6年とする。財産処分の制限期間内に補助事業により取得した蓄電システム等を処分しようとする場合は、協会の承認が必要となるため、事前にご連絡ください。

6. 書類の提出先・問い合わせ先

(一財) 淡路島くこうみ協会 地域振興課 蓄電システム導入補助金 担当

【住所】 〒656-0021

洲本市塩屋二丁目4番5号

兵庫県洲本総合庁舎

(兵庫県淡路県民局県民交流室未来島推進課内)

【TEL】 0799-26-3480

【FAX】 0799-24-6934

【E-mail】 awajikem@pref.hyogo.lg.jp

※各種様式は、兵庫県淡路県民局ホームページ及びあわじ環境未来島ホームページに掲載しています。

◆兵庫県淡路県民局ホームページ <https://web.pref.hyogo.lg.jp/area/awaji/index.html>

◆あわじ環境未来島ホームページ <http://www.awaji-kankyomiraijima.jp/>